

# 静岡市育英奨学金の返還免除制度の計算例等について

卒業後に市が定める条件を満たした場合、短大生は最高 年額4万5千円、大学生は最高 年額6万円の返還免除を受けることが出来ます。

## (1) 返還免除額等について

- ア 奨学生の間に貸与を受けた奨学金の額を、貸与期間の2倍の期間（8年を超える場合は8年とする。）をもって均等に返還する場合の1年分の返還額の2分の1に相当する額以内の奨学金の額を免除します。
- イ 免除額の決定は1年ごとに実施します。
- ウ 免除制度の適用を受けるために相当な期間、返還の猶予を受けることが出来ます。

## (2) 返還免除額の計算例について

### 例 大学生の場合

4年間貸与を受けた場合の1年あたりの免除額は次のとおりです。

- ① 貸与を受けた奨学金の額 月額 20,000円 × 12か月 × 4年 = 960,000円
- ② 貸与期間 4年
- ③ 1年あたりの免除額  
(貸与を受けた奨学金の額) (貸与期間 × 2) (均等に返還する場合の1年分の返還額)  
960,000円 ÷ 8年 = 120,000円  
(均等に返還する場合の1年分の返還額) (1年あたりの免除額)  
120,000円 × 1/2 = 60,000円以内

### 例 短大生の場合

2年間貸与を受けた場合の1年あたりの免除額は次のとおりです。

- ① 貸与を受けた奨学金の額 月額 15,000円 × 12か月 × 2年 = 360,000円
- ② 貸与期間 2年
- ③ 1年あたりの免除額  
(貸与を受けた奨学金の額) (貸与期間 × 2) (均等に返還する場合の1年分の返還額)  
360,000円 ÷ 4年 = 90,000円  
(均等に返還する場合の1年分の返還額) (1年あたりの免除額)  
90,000円 × 1/2 = 45,000円以内